

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：内藤 晃 〒144-0041東京都大田区羽田空港1-6-5 第5綜合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

雇用調整助成金の特例措置期限が再び延長！

～産業存続に向けた政策要請の一部実現！！～

1月22日（金）、2月末に期限を迎える新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置を、現在の緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで（※1）延長することが厚生労働省から示されました。加えて、特に業況が厳しい大企業（※2）に対する助成率の引き上げも示されています。

航空連合は、これまで航空関連産業で働く者の立場から、**産業の存続と雇用の維持**に向けて、厚生労働省に対して精力的に要請を行ってきました。今後も引き続き、産業の存続に向けて取り組みを強化していきます。

※1 緊急事態宣言が2021年2月7日に解除された場合、同年3月末まで。

※2 生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の大企業

航空連合の要請内容

【産業の存続】

公租公課の軽減・減免
資金繰りへの支援
航空・観光需要の早期回復

【雇用の確保】

雇用調整助成金の制度拡充

これまでの成果

- ・公租公課の支払い猶予（上期分）
- ・着陸料等の引き下げ（令和2年度下期分）
- ・公租公課の減免
→令和3年度分、約1,200億円の減免
- ・日本政策投資銀行の危機対応融資
- ・Go To トラベルキャンペーン（現在停止中）

- ・雇用調整助成金特例措置の適用（対象企業・上限額・補助率引き上げ等）
- ・適用期間延長（令和2年12月末まで）
- ・適用期間再延長（令和3年2月末まで）
- ・**適用期間再延長、助成率引き上げ**（緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで）

今回の対応